



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
3月21日
第598号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則(財政課) 1
- ※滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課) 2
- ※滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則(管理課) 2
- ※滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課) 2

○ 告 示

- 保安林予定森林の通知(森林保全課) 2
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定に基づき令和7年度において知事が定める数(医療保険課) 3
- 道路区域の変更(道路保全課) 3
- 道路の供用開始(道路保全課) 4
- 都市計画事業の認可の特例(都市計画課) 4

○ 公 告

- 基本測量実施公告(監理課) 4
- 公共測量終了公告(監理課) 5

規 則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第6号

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部を改正する規則

滋賀県使用料および手数料条例等施行規則(昭和36年滋賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「別表第68注2」を「別表第68注5」に改め、同条第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2号中「登録住宅性能評価機関」という。)の右に「または登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同条第3号イ中「登録住宅性能評価機関」の右に「または登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加える。

第10条を次のように改める。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価書面)

第10条 条例別表第69注9に規定する規則で定める評価書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例別表第69(1)の項エに掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第2号または第3号の規定に適合することの確認に必要な図書
- (2) 前号に規定する場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定または同法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る住戸または建築物の全部について、同法第30条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面
 - ア 条例別表第69(2)の項アに掲げる場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - イ 条例別表第69(2)の項イに掲げる場合 登録住宅性能評価機関または登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - ウ 条例別表第69(2)の項ウに掲げる場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める者

- (7) 住宅の用途以外の用途に供する部分 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (イ) 住宅の用途に供する部分 登録住宅性能評価機関または登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 付 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第7号

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県警察関係事務手数料条例施行規則（平成12年滋賀県規則第85号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「免許証交付手数料」の右に「（同項ア(イ)に掲げる場合を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第8号

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県警察関係事務手数料収入証紙規則（昭和37年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。
第3条第2号中「または同法第6条第1項の規定により当該通知に係る保管場所標章の交付を受けようとする者」および「または(2)の項」を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第9号

滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表第12アンチモン含有量の項中「日本産業規格K0102 62」を「日本産業規格K0102-3 21」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

滋賀県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 長浜市木之本町金居原字落谷1657-96、1657-100、1657-102、1657-106、1657-108、1657-109、1657-111、1657-112、1657-114、1657-115、1657-117、1657-129、1657-130、1657-149、1657-150、字須亦1681-89、1681-138、1681-145、1681-146、字日ノ裏1718-65、1718-68、1718-73、1718-74、1718-77、1718-135、1718-140
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第109号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の区分に応じて令和7年度における知事が定める数は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

政令第9条第3項により定める医療費指数反映係数	零
政令第9条第5項により定める一般納付金所得係数	0.9685909748502
政令第9条第8項により定める一般納付金基礎額調整係数	1.0437907200455
政令第9条第9項により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9625118006116
政令第10条第6項により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	1.0437695064656
政令第10条第7項により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項により定める介護納付金納付金所得係数	0.9416026202913
政令第11条第6項により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	1.0439525158092
政令第11条第7項により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

滋賀県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年3月21日から令和7年4月4日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	西明寺安部居線	蒲生郡日野町大字佐久良字寺井1523番3地先から 蒲生郡日野町大字佐久良字落合1099番6地先まで	変更後	最小 12.3m } 最大 16.2m	905.9m	旧道区間の日野町への移管(令和7.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
			変更前	最小 12.3m } 最大 16.2m		

				最小 5.7m }	934.6m	
				最大 41.2m		

滋賀県告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年3月21日から令和7年4月4日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	草津市岡本町字南平467番14地先から 草津市岡本町字南平463番1地先まで	令和7.3.23 15時	L=108.7m
	草津市岡本町字南平467番14地先から 草津市山寺町字笹谷61番20地先まで	令和7.3.23 15時	L=1046.8m
近江八幡守山線	野洲市八夫字西轟2592番1地先から 守山市川田町字北フケ1588番1地先まで	令和7.3.29 14時	L=1,969.1m

滋賀県告示第112号

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第109条の3の規定に基づき、令和7年3月21日に都市計画事業を都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の認可があったものとみなし、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 野洲市
- 2 都市計画事業の種類および名称
 - (1) 大津湖南都市計画公園事業 2・2・601号 中央児童公園
 - (2) 大津湖南都市計画公園事業 2・2・703号 新上屋公園
 - (3) 大津湖南都市計画公園事業 2・2・707号 富波甲児童公園
 - (4) 大津湖南都市計画公園事業 2・2・709号 永原第二公園
 - (5) 大津湖南都市計画公園事業 2・2・710号 中央公園
- 3 事業施行期間 令和7年3月21日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 なし

公 告**基本測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域、彦根市全域、長浜市全域、甲賀市全域、野洲市全域、高島市全域、東近江市全域
- 3 作業の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長 藤山 健人から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 東近江市上平木町、上羽田町、中羽田町、下羽田町、建部瓦屋寺町、林田町、岡田町、今代町、池田町、御園町、大森町、上大森町、瓜生津町
- 3 作業の終了日 令和7年1月31日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市国分二丁目
- 3 作業の終了日 令和7年2月27日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 櫻本 直樹から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年3月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量)
- 2 作業の地域 野洲市大篠原
- 3 作業の終了日 令和7年3月5日

